## 平成30年大雪による災害に関する特別相談窓口の設置について

敦賀商工会議所 中小企業相談所

福井県内では、嶺北地域を中心に大雪による災害が発生し、敦賀市内での企業への 影響拡大が懸念されることから、市内企業に対して、特別相談窓口を下記の通り設置 致しました。

## 設置日 平成30年2月8日(木)~

1. 対象者 大雪により直接的・間接的に影響を受けた敦賀管内の企業、個人事業者

## 2. 支援内容

(1) 金融斡旋

金融斡旋•相談

- ・国、県、市等の公的融資制度の円滑な活用に関する助言
- ・「小規模企業共済」、「中小企業倒産防止共済」活用による金融相談・支援

※現在のところ敦賀市は災害救助法の適用外のため、「災害復旧貸付」、 「災害関連特別保証」はありませんが、今後の天候の状況で対象地域と なれば、即時対応します。

- (2) 経営安定支援
  - ・資金繰り、資金計画策定 ・既往債務にかかる金融相談
  - ・事業継続に向けた取引先紹介
- (3) 国・県・市、及び日本政策金融公庫 武生支店、福井県信用保証協会、日本商工会議所との連携による支援対策強化を図り、豪雪による地元中小企業の経営状況を迅速に伝え、的確な支援対策の強化、促進を促します。
- 3. 開設時間 8時30分~17時
- 4. 本件お問合せ

○敦賀商工会議所 中小企業相談所 TEL22-2611/FAX24-1311